官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務三〇）　一
〔法規的告示〕
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する件（内閣府八九）　四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働一四五）　八
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同一四六）　九
〔その他告示〕
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産六〇六）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責関係　一六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○法務省令第三十号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（出国確認の留保）	（出国確認の留保）
第二十八条　入国審査官は、法第二十五条の二第一項の規定により外国人について出国の確認を留保したときは、当該外国人に対し、別記第三十九号様式による出国確認留保通知書によりその旨を通知しなければならない。	**第二十八条**　法第二十五条の二第一項の規定により出国確認の留保をしたときは、その旨を別記第三十九号様式による出国確認留保通知書によりその者に通知しなければならない。
（特別放免）	（特別放免）
第四十八条　法第五十二条第十項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。	**第四十八条**　法第五十二条第十項の規定による住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他の条件は、次の各号によるものとする。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　前三号のほか、所長等が付するその他の条件は、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。	四　前三号のほか、所長等が付するその他の条件は、職業又は報酬を受ける活動に従事することの禁止その他特に必要と認める事項とする。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（日本人の出国確認の留保）	［条を加える。］
第五十三条の二　入国審査官は、法第六十条の二第一項の規定により日本人について出国の確認を留保したときは、当該日本人に対し、別記第三十九号様式による出国確認留保通知書によりその旨を通知しなければならない。	